

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（卸売市場）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税） （法人事業税、法人住民税：義（自動連動））（地方税）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）（国税） （住民税：外（自動連動））（地方税）
3	内容		《制度の概要》 土地収用法の規定に基づき、法人の有する土地が卸売市場の用に供するために収用された場合、当該法人の譲渡所得について5,000万円まで損金算入。
			《関係条項》 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4、第65条の2、第68条の73
4	担当部局		食料産業局食品流通課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和2年6月～8月 分析対象期間：平成27年度～令和元年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和46年度創設
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○ 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）では、卸売市場の流通の効率化、品質衛生管理の高度化、情報通信技術等の利用を推進し、卸売市場の機能の強化を図ることとしている。 このため、公共目的により収用された財産の所有者の譲渡所得等に対する課税の特例を設け、卸売市場用地の確保の円滑な推進を図っている。 譲渡所得への課税にあたり本措置により軽減措置を講じることにより、収用を円滑に進め卸売市場の機能の強化を図る。
			《政策目的の根拠》 ○ 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 1. 食料の安定供給の確保に関する施策 （1）新たな価値の創出による需要の開拓 ③ 食品産業の競争力の強化 ア 食品流通の合理化等 食品流通におけるトラックドライバーなどの人手不足等の問題に対応し、サプライチェーン全体での合理化の取組を加速化する。

		物流拠点（ストックポイント）の整備・活用や、集出荷場の集約等による共同輸配送の取組を推進するとともに、産地における貯蔵施設の整備や、長期貯蔵に係る技術の実証・開発により産地の需給調整機能を拡大し、出荷の平準化を図る。 統一規格の輸送資材や関連機材の導入と併せて、これに適した段ボール等の導入等を進めることにより、積載率低下を抑制しつつ、手荷役から機械荷役への転換を図るとともに、トラック輸送から船舶・鉄道輸送へのモーダルシフト等を推進する。 電子タグ（RFID）等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携やトラック予約システムの導入等により、業務の効率化・省力化を推進する。 また、卸売市場の流通の効率化、品質衛生管理の高度化、情報通信技術等の利用を推進し、卸売市場の機能の強化を図るとともに、食品等の取引状況に関する定期的な調査等により取引の適正化を推進する。																		
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<大目標> 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 <中目標> 1 食料の安定供給の確保 <政策分野> ①新たな価値の創出による需要の開拓																		
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 用地取得を収用によって進める必要が生じたときに本特例措置により収用を円滑に進め、卸売市場用地を土地所有者から円滑に確保することにより、地域における卸売市場における生鮮食料品等の安定供給等を実現すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、地域の流通実態に応じた卸売市場用地の確保を実現することにより、地域における生鮮食料品等の安定供給、適正な価格形成と流通の合理化に寄与するものと考えている。																		
9	有効性等	① 適用数 <table><tr><td colspan="6">単位：件</td></tr><tr><td></td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和 元年度</td></tr><tr><td>適用数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ※ 食料産業局調べ。 ※ 適用数については、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外の租税特別措置等の適用数が含まれていることから、本措置分のみ	単位：件							平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	適用数	0	0	0	0	0
単位：件																				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度															
適用数	0	0	0	0	0															

		適用数を抽出できなかったことから、使用できないため、食料産業局より地方農政局等を通じ都道府県に対して調査を行い把握した。 ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税における適用件数は同一。 卸売市場用地として土地を収用された法人を対象にしており、特定の者に偏っていない。																								
②	適用額	単位：円 <table><tr><th>区分</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和 元年度</th></tr><tr><td>法人税</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> ※ 食料産業局調べ。 ※ 適用額については、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外の租税特別措置等の適用額が含まれていることから、本措置分のみの適用額を抽出できなかったことから、使用できないため、食料産業局より地方農政局等を通じ都道府県に対して調査を行い把握した。	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	法人税	-	-	-	-	-	法人事業税	-	-	-	-	-	法人住民税	-	-	-	-	-
区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度																					
法人税	-	-	-	-	-																					
法人事業税	-	-	-	-	-																					
法人住民税	-	-	-	-	-																					
③	減収額	単位：円 <table><tr><th></th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度</th><th>令和 元年度</th></tr><tr><td>法人税</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> ※ 食料産業局調べ。 ※ 減収額については、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外の租税特別措置等の減収額が含まれていることから、本措置分のみの減収額を抽出できなかったことから、使用できないため、食料産業局より地方農政局等を通じ都道府県に対して調査を行い把握した。		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	法人税	-	-	-	-	-	法人事業税	-	-	-	-	-	法人住民税	-	-	-	-	-
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度																					
法人税	-	-	-	-	-																					
法人事業税	-	-	-	-	-																					
法人住民税	-	-	-	-	-																					
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 近年実績はないが、卸売市場用地を土地所有者から円滑に確保することにより、地域における生鮮食料品等の安定供給、適正な価格形成と流通の合理化に寄与する。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 近年実績はないが、卸売市場の用に供される土地の取得を収用によって進める必要が生じたときに本特例措置により収用を円滑に進めることができる。																								
⑤	税収減を是認する理由等	収用による用地取得（卸売市場に係るもの）の近年実績はないが、用地確保が困難な場合において、用地を円滑に取得するためには本特例措置が必要である。																								

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、資産所有者の収用により交付を受けた金銭（補償金）に係る非課税措置である。また、資産所有者からの収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	【地方税】 ・ 農業協同組合等が一定の貸付を受けて、共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例措置（不動産取得税） ・ 卸売市場及びその機能を補完する施設に係る特例措置（事業所税） 【予算措置】 ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 【金融措置】 ・ 食品流通改善資金（卸売市場近代化施設） 上記税制措置は、卸売市場の施設・機械等の取得に係るものであり、対象としている内容が異なる。 また、上記予算措置及び金融措置は、卸売市場における品質管理の高度化等に資する施設・設備等に係る支援措置であり、本特例措置とは対象としている内容が異なるものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、卸売市場用地の確保の円滑化を図るものであり、地方公共団体にとっても、地域における卸売市場の適正配置を通じた生鮮食料品等の安定供給の確保の観点から、効果があるものとする。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		収用による用地取得（卸売市場に係るもの）の近年実績はないが、用地確保が困難な場合において、用地を円滑に取得するために引き続き本特例措置を継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年8月（農水11）